大阪府自転車活用推進計画　概要

１．総論

（１）計画の位置付け

本計画は自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び2025年大阪・関西万博の開催決定等を踏まえ、大阪府の自転車政策に関する最上位計画として位置付ける

（２）計画期間

本計画と関連を有する「大阪府自転車通行空間１０か年整備計画」などとの整合を図り2025年度までを計画期間とする

（３）自転車を巡る現状及び課題

都市環境

･移動手段の約３割が自動車（自転車は約２割）

･自動車の１人利用が約８割

･CO2排出(家庭)の約３割が自動車

･自動車による移動回数のうち、約４割が５キロメートル以内 (三大都市圏)

健康増進

・積極的にスポーツをする子としない子の二極化が顕著であることから自転車を活かし身近でスポーツの楽しさ等を味わえる環境づくりが重要

・自転車の運動効果としてメンタルヘルスの改善が期待され、労働生産性向上に寄与する可能性あり

観光振興

･訪日外国人も含めた旅行者全般のニーズが「モノ消費」から「コト消費」へ変化し、自転車を活用した観光地域づくりが有望視されているものの、その環境は必ずしも十分とは言えない

安全・安心

・自転車事故件数は減少傾向にあるものの、全国に占める割合や事故全体に占める割合は高い水準

・平成27年自転車事故死者数は全国最多

２．目標及び実施すべき施策

目標１：自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1.市町村計画の策定促進、自転車通行空間の計画的整備

2.違法駐車取締りの推進

3.生活道路における通過交通の抑制

目標２:サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

4.大会誘致等によるサイクルスポーツ振興の推進

5.自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発

6.自転車通勤の促進

目標３：観光振興に資するサイクルツーリズムの促進

7.広域的な自転車通行環境の充実､市町村・地域団体によるサイクルルート整備の支援

目標４：自転車事故のない安全で安心な社会の実現

8.安全意識向上の広報啓発活動、取締りの重点実施

9.学校における交通安全教室の開催

10.自転車の安全性に関する品質基準の広報啓発

11.災害時の自転車活用推進

12.通行空間の計画的整備(再掲)

３．施策推進に必要な事項

（１）関係者の連携・協力

・府自転車活用推進委員会の関係部局が緊密に連携して施策を推進

・国、公共交通事業者、府民の相互連携を促進

（２）計画のフォローアップと見直し

・取組状況のフォローアップを行い、施策の効果に関する評価を実施

・社会情勢の変化等も勘案しながら、必要に応じて見直し

（参考資料）大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）【平成31年3月策定(令和4年8月一部改定)】

　　　　　　広域的な自転車通行環境整備事業計画【令和4年8月策定（令和6年3月一部更新）】